

情報公開制度の運用状況を公表します

総務部 総務課
☎81-2111

市情報公開条例に基づき、運用状況を公表します。

【5年度情報公開制度の運用状況】

■行政情報開示請求件数 60件
※4年度 21件 3年度 18件

■行政情報開示請求権者の区分

請求者の区分	人数
市の区域内に住所を有する者	2人
市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	24人
市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者	0人
実施機関が行う事務または事業に利害関係を有する者	17人
報道機関など（任意開示）	17人

■部局ごとの開示請求内訳

部 局	件数	割合
総務部	3件	5.0%
市民部	8件	13.3%
保健福祉部	0件	0.0%
産業部	25件	41.7%
建設部	13件	21.7%
教育部	4件	6.7%
農業委員会事務局	1件	1.7%
上下水道局	6件	10.0%

■開示等決定の状況

決定区分	件数	割合
全部開示	40件	66.7%
部分開示	18件	30.0%
不開示	2件	3.3%

■部分開示の理由

理由	件数	割合
個人識別情報	3件	16.7%
不当利益等情報	5件	27.8%
事業遂行情報	10件	55.6%

■審査請求の状況

実施機関の決定に対して、審査請求はありませんでした。

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

市民部 市民課
☎82-1112

住民基本台帳法に基づき、閲覧状況を公表します。

住民基本台帳の閲覧は、国または地方公共団体の事業や世論調査、学術研究調査など、公共性の高い事業のため認められるものです。営利目的での閲覧はできません。

■対象期間：5年4月1日～6年3月31日 ■閲覧方法：住民基本台帳の一部の写しの閲覧

【国または地方公共団体の機関の請求による閲覧】（住民基本台帳法第11条第3項に基づく公表）

閲覧日	国または地方公共団体の機関	請求目的	閲覧に係る住民の範囲
11月7日～11月8日	自衛隊福島地方協力本部	自衛官、自衛官候補生および陸上自衛隊高等工科学校生徒に関する募集事務のため	出生が平成18年4月2日～平成19年4月1日までの男子および女子、出生が平成21年4月2日～平成22年4月1日までの男子（日本人住民のみ） 404件

【個人または法人の申出による閲覧】（住民基本台帳法第11条の2第12項に基づく公表）

閲覧日	申出者	委託者	請求目的	閲覧に係る住民の範囲
6月8日	株式会社スピードリサーチ 代表取締役社長 小林 教	福島県知事 内堀 雅雄	5年度福島県政世論調査の対象者の住所等の把握のため	船引町船引・滝根町神保 満15歳以上の男女 45件
6月16日	株式会社ITスクエア 代表取締役社長 樋口 徹	福島県知事 内堀 雅雄	福島県「消費購買動向フォローアップ調査」対象者の住所等を把握するため	船引町船引、船引町芦沢、常葉町常葉、滝根町神保 満18歳以上の男女 80件
7月4日	一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	一般社団法人家の光協会 代表理事会長 栗原 隆政	第78回全国農村読書調査の対象者名簿作成のため	船引町北鹿又（下旦ノ平、大木前、日向久保） 満16～79歳の男女 33人
9月5日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治	日本銀行情報サービス局 局長 小牧 義弘	「生活意識に関するアンケート調査（第96回）」の対象者抽出のため	常葉町鹿山、常葉町久保、常葉町小檜山、滝根町広瀬 20歳以上の男女 15人

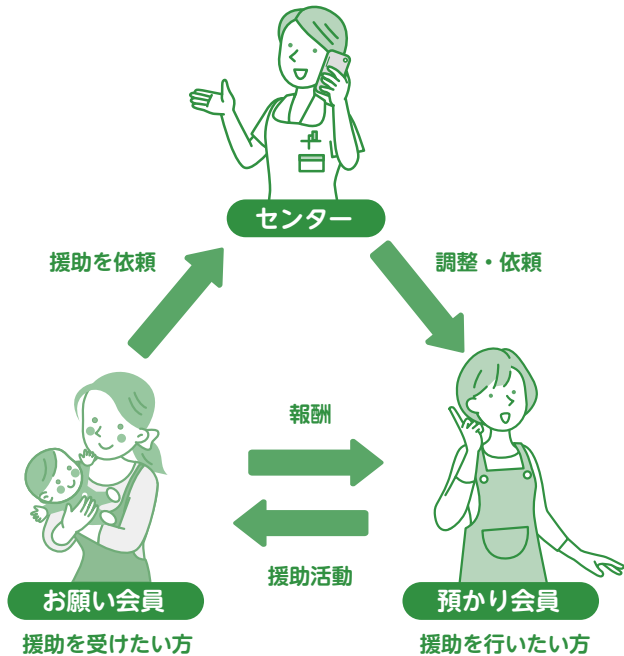
田村市ファミリーサポートセンターお願い会員募集

「美容院に行きたいけれど小さい子を連れて行けない」「上の子の学校行事に下の子を連れて行けない」など、困ったときに育児のお手伝いをします。

- 対象 生後6カ月～小学6年生までのお子さんの保護者
- 利用方法 ファミリーサポートセンターへ会員登録後、利用できます。
- 利用料金 1時間500円～
※ファミリーサポートセンターとは
地域で子育てを応援する会員制の相互援助活動です。育児などの援助を受けたい方（お願い会員）援助を行いたい方（預かり会員）が会員となり、地域の中で会員同士がお互いに支えあう活動を支援する組織です。
※お願い会員は随時無料で登録できます。お気軽にお問い合わせください。

問・申 田村市ファミリーサポートセンター
（子育て支援センター内）☎82-1510

【ファミリーサポートの仕組み】



児童手当のお知らせ

保健福祉部 こども未来課
☎82-1000

○現況届の提出は原則不要です

児童の養育状況が変わっていなければ、一部の方を除いて現況届の提出は不要です。

【現況届が必要な方】

- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない場合
 - ・離婚協議中で配偶者と別居している場合
 - ・配偶者からの暴力などで避難しており、住民票の所在地が田村市と異なる場合
 - ・その他、田村市から提出の案内があった場合
- ※5月下旬に対象の方へ現況届を送付していますので、7月1日（月）までに提出してください。

○所得が所得上限限度額を超えた世帯は、児童手当等の支給はありません

児童を養育している方の所得が、
◆表①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を支給
◆表①以上②未満の場合、特例給付（1人あたり月額5,000円）を支給
◆表②以上の場合は、児童手当等が支給されません。
※児童手当等が支給されなくなった後に、所得が所得

上限限度額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要です。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※「0人」は、前年末に児童が産まれていない場合など